○高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱 (平成10年4月1日告示第52号)

改正 平成 14 年 4 月 1 日告示第 82 号平成 17 年 1 月 1 日告示第 12 号 平成 20 年 1 月 1 日告示第 16 号

(目的)

第1条 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し営業者が遵守すべき措置を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは,洗濯機,乾燥機等の洗濯に必要な施設(共同洗濯設備として,病院,寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。)を設け,これを公衆に利用させる営業をいう。
- 2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を 営む者をいう。
- 3 この要綱において「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

(構造設備等の基準)

第3条 営業施設の構造設備等は、別に定める構造設備等の基準に適合するもので なければならない。

(衛生管理責任者等)

- 第4条 営業者は、営業施設を衛生的に管理させるため、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定めなければならない。
- 2 前項の衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができるものでなければならない。
- 3 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講じるとともに、 利用者に対し、第6条に規定する事項について、適切な指導助言を行わなければ ならない。
- 4 営業者は、ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱いに関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理に必要な業務を行わせなければならない。
- 5 前項の有機溶剤管理責任者は、衛生管理責任者が兼任することができる。

6 営業者は、衛生管理責任者の氏名及び連絡先を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておかなければならない。

(衛生上講ずべき措置)

第5条 営業者は、営業施設において、別に定める衛生上講ずべき措置基準に基づ く措置を講じなければならない。

(利用方法等の周知)

第6条 営業者は、営業施設の利用方法等について、別に定める事項を営業施設内 の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるように努めなければならない。

(届出等)

- 第7条 営業施設を開設しようとする者は、あらかじめ開設届(第1号様式)により 保健所長に届け出なければならない。
- 2 営業者は、前項の規定により届出した事項に変更を生じたとき、又は営業施設 を廃止したときは、速やかに変更届(第2号様式)又は廃止届(第3号様式)により 保健所長に届け出なければならない。

(確認)

- 第8条 保健所長は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る営業施設の構造設備が、第3条に規定する構造設備等の基準に適合すると認めたときは、確認証(第4号様式)を交付するものとする。
- 2 営業者は、前項の規定による確認証の交付を受けたときは、営業施設内の見やすい場所に確認証を掲示するものとする。

(立入検査等)

- 第9条 保健所長は、必要があると認めるときは、営業者の同意を得て、当該職員 を当該営業施設に立ち入らせ、この要綱に定める基準の遵守状況を検査させるも のとする。
- 2 保健所長は、営業施設がこの要綱に定める基準に適合していないと認めたときは、当該営業施設の営業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(台帳)

第10条 保健所長は、営業施設台帳(第5号様式)を備え、これを整理しておかなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に効力を有する高知県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱(平成9年4月1日制定。以下「県要綱」という。)の規定に基づき高知県の保健所長(以下「県保健所長」という。)のした行為又はこの要綱の施行の際に現に県保健所長に対して行っている届出その他の行為は、この要綱の施行の日以後においては、この要綱の相当規定により高知市の保健所長のした行為又は高知市の保健所長に対して行った届出その他の行為とみなす。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入(以下この項において「編入」という。)の際現に効力 を有する県要綱の規定に基づきされた届出その他の行為のうち、編入の日以後に おいて高知市の保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、 この要綱の相当規定に基づきされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する県要綱の規定に基づきされた届出その他の行為のうち、編入の日以後において高知市の保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則(平成14年4月1日告示第82号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛 生指導要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市コインオペレー ションクリーニング営業施設衛生指導要綱の規定による様式にかかわらず、当分 の間、なお使用することができる。

附 則(平成17年1月1日告示第12号)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成20年1月1日告示第16号)

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。